

台風接近時および地震発生時の登下校および授業実施について

《台風時における対応》

1. 登校する前（自宅にいる時）について

- (1) 午前5時の時点で松阪市に「暴風警報」が発令されている場合、その日の給食はありません。
 - (2) 午前7時の時点で松阪市に「暴風警報」が発令されている場合、自宅待機とし、午前中の授業は行いません。
 - (3) 午前11時の時点で「暴風警報」が解除されないときは、臨時休校とします。
 - (4) 午前11時の時点で「暴風警報」が解除された場合、午後から授業を行います。各家庭で昼食をとり、通学路の安全を確認したうえで、午後1時30分までに登校してください。
- ※ 自宅待機となった場合、タブレットを活用して学習する機会を設定します。

2. 登校した後（学校にいる時）について

- (1) 始業後に「暴風警報」が発令された場合、直ちに授業・部活動を中止し下校させます。ただし気象や道路の状況から下校に危険が伴うと判断された場合は、学校で待機させます。

3. その他

- (1) 「大雨特別警報」が発令された場合も、上記と同様の対応とします。
- (2) 「大雨警報」、「洪水警報」が発令されても、原則として平常授業を行います。
(ただし、通学路の状況、降水量、教育委員会の指示で臨時休校または帰宅させる場合があります)
- (3) 「暴風警報」が解除されても、集中豪雨や道路の決壊等で、登校が危険と判断される場合は、自宅で待機し、その状況を学校に連絡してください。 【西中学校 電話 26-0066】

《地震発生時における対応》

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意または警戒）が発表された場合も同様の対応とします。

1. 登校する前（自宅にいるとき）について

- （1）生徒は原則として、登校しないでください。
- （2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意または警戒）が解除されるまで自宅待機とします。
むやみに外出せず、防災無線放送等からの情報を確認してください。

2. 登下校中（自宅・学校外にいるとき）について

- （1）危険な場所を避け、まず安全な場所へ避難してください。
通学路の安全を確認し、帰宅させてください。帰宅できないときは登校してください。
- （2）「津波警報」発令時は、できるだけ高いところ・建物へ移動してください。

3. 登校した後（学校にいる時）

- （1）原則として、直ちに授業・部活動を中止し、避難場所である学校の運動場に避難します。
- （2）授業の継続が困難な場合は、原則として保護者に引き渡します。
- （3）通学路の安全が確認でき、保護者への引き渡し可能な場合は生徒を帰宅させます。
ただし、津波警報発令等、状況によっては学校で避難・待機させます。
- （4）通学路の安全確認・保護者との連絡が取れない等、引き渡しが必要な場合は、学校で待機させます。

《その他の対応について》

1. 冬期における「暴風雪警報」は「暴風警報」と同様の対応をします。
2. 「大雪警報」が発令されても、原則として平常授業を行います。
（ただし、通学路の状況、降水量、教育委員会の指示で臨時休校または帰宅させる場合があります。
また、通学路の状況によっては、ご家庭の判断で自宅待機する場合があります。自宅待機となった場合、タブレットを活用して学習する機会を設定します。）
3. 休日等の部活動等は、上記の内容に準じて対応します。
4. 学校からの緊急連絡は、メール・学校ホームページ等で行います。ご確認ください。